2014年9月
No.225
新宿区立新宿消費生活センター

しんじゅく区 くらしの情報

自転車はルール・マナーを守って乗ろう！

子どもから大人まで気軽に乗れる自転車。買い物やちょっとした外出などにも便利で、運動にもなります。家族それぞれが「自分専用の自転車を持っている」という人もいるのではないでしょうか。

免許もいらないし、自動車より場所もとりません。多くの人が気軽に乗れるものだからこそ、安全に楽しく乗るために、ルールやマナーをよく知り、守ることが大切です。

「良い自転車」のポイントとは？

自転車は、道路交通法上「軽車両」です。自動車のように車検は義務づけられていませんが、安全・快適に乗るためのチェックポイントがあります。自転車に乗る前に自分で点検しましょう。

守ろう！「自転車安全利用五則」

自分がケガをしないように、また人にケガをさせないように、守るべきルールがあります。

自転車安全利用五則

1．自転車は、車道が原則、歩道は例外

歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。自転車専用通行帯がある場合は自転車専用通行帯を通らなければなりません。例外①

2．車道は左側を通行

自転車は、車道の左側に寄って通行しなければなりません。

3．歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道では、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。また、歩行者の通行を妨げることになる場合は、一時停止しなければなりません。例外②

4．安全ルールを守る

①飲酒運転・2人乗り・並進の禁止 例外③

②夜間はライトを点灯

③信号を正しく守る・交差点での一時停止と安全確認

5．子どもはヘルメットを着用

幼児・児童には、保護者が乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。安全のためには、幼児・児童以外の方もヘルメットをかぶるようにしましょう。

例外①路側帯を通るときには…

自転車は、車道の状況に応じて、路側帯を通行できますが、道路の左側の路側帯に限定されます。

※「歩行者用路側帯（白線2本）」は通行できません。

例外②自転車が歩道を通行できるのは…

- 自転車歩道通行可の標識があるとき
- 運転者が13歳未満または70歳以上の人、内閣府令で定める身体障害者
- 自動車の通行量が著しく多いなどやむを得ない場合

例外③2人または3人乗りできるのは…

運転者が16歳以上で、かつ

2人乗り
(1) 6歳未満の者を幼児用座席に乗車させている場合
(2) 4歳未満の者を子守バンド等で確実に背負っている場合

3人乗り
(1) 幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に6歳未満の者二人を乗車させている場合
(2) 幼児二人同乗用自転車の幼児用座席に6歳未満の者一人を乗車させ、かつ、4歳未満の者を子守バンド等で確実に背負っている場合

◆危険行為に注意!!

これらの行為は、各都道府県公安委員会の遵守事項違反にあたる場合があります。

運転中のヘッドホン等の使用

運転中の携帯電話の使用

傘さし運転

購入したのは「公道を走れない自転車」だった?!

「通信販売で電動アシスト自転車を買ったら、取扱説明書には『公道を走れない』と書いてあった」などのトラブルが増えています。モーターのみで走る“ペダル付き電動2輪車”は、道路交通法上では“原動機付自転車等”です。公道を走るには、免許やナンバーが必要などの制約があります。広告ではわかりづらい場合もあるので、注意しましょう。TSマークの有無も目安になります。

TSマークとは、自転車安全整備士が点検整備した普通自転車に貼付されるもので、道路交通法に基づく歩道を走れる「証」のマークです。保険が付いています。

もしもの場合に備えて

いくら注意していても、思わぬ事故に巻き込まれる危険性は十分にあります。自転車に乗っている側が加害者になる交通事故も増えています。小学生が起こした事故で9,500万円を超える賠償額支払いの判決が出た例もあります（日本損害保険協会調べ）。自動車と違って強制加入の自賠責保険はありません。交通事故に備えた損害賠償保険などに加入しましょう。

①**個人賠償責任保険**…ケガをさせたり、物を壊してしまったりして、損害賠償が発生した場合に備える保険。

②**傷害保険**…転倒などにより、自分がケガなどをした場合に備える保険。

※①②の問い合わせは、損害保険代理店や保険会社へ。

③**TSマーク付帯保険**…賠償責任保険と傷害保険の2つがセットになった「TSマーク」に付いている保険。

賠償限度額によって2タイプある。有効期限は1年間。

問い合わせ：(公財) 日本交通管理技術協会

☎03（3260）3621

自転車に貼付する「TSマーク」の一例▶

ルール・マナーを守るとともに、万が一の備えも検討して、安全に楽しく自転車を活用しましょう！

参考：警視庁HP「自転車の交通ルール」 http://www.keishicho.metro.tokyo.jp/kotu/bicycle/rule.htm
一般社団法人 日本損害保険協会「知っていますか？自転車の事故～安全な乗り方と事故への備え～」 http://www.sonpo.or.jp/protection/jitensya/pdf/jitensya/jitensya.pdf
公益財団法人 日本交通管理技術協会「TSマーク」 http://www.tmt.or.jp/safety/index2.html

悪質商法被害防止のために周囲の見守りを !!

新宿区悪質商法被害防止ネットワークなどを紹介します。

「一人暮らしの高齢者宅に未使用の新しい布団が何組もある。」
「特別に選ばれたあなたしか購入できない社債を、後ほど高額で買い取るので協力してほしいという電話があった。」
――――― こうした事態は、悪質商法の疑いが濃厚です。本当の販売目的を隠したしつこい勧誘、強引な売り付け･買い取り、法外な対価の要求など、悪質商法は後を絶たず、深刻な社会問題となっています。安心で安全な消費生活を営むためには、悪質商法を許さない毅然とした態度と対応策が重要です。また、解決できずに一人で悩んでいる人へは、周囲の気付きと援助も大切となります。

悪質商法被害防止ネットワークで高齢者等の見守りを強化

新宿区では、特に悪質商法の被害を受けやすい高齢の方や障害のある方の見守りを強化するため、悪質商法被害防止ネットワークを構築しています。（右のネットワーク図参照）

区内の介護事業者や相談機関等が、活動する中で気付いた悪質な勧誘や売り付けなどは、このネットワークを通じて新宿消費生活センターへ通報されます。センターは、被害情報の周知・注意喚起・トラブル解決のあっせんなどを行い、悪質商法の被害の予防や早期発見を図るとともに、被害の拡大防止と救済につなげています。

「地域の見守り力増進」に消費者講座・出前講座のご活用を

悪質商法は、不意に身近で発生するかもしれません。もしものときにあわてない心構えが被害を未然に防ぎます。悪質商法をよく知るために、新宿消費生活センターが開催する消費者講座や出前講座を是非ご利用ください。

消費者講座の開催は、区広報紙やホームページでお知らせします。

出前講座は、町会や高齢者クラブ、悪質商法被害防止ネットワークに参加している方々などの元へ、センターの消費生活相談員を派遣します。被害の実態、最近の手口、対応策などについて詳しく解説します。

●7月29日にネットワーク連絡会を開催しました●

消費生活センターからは、相談事例を紹介しながら悪質商法早期発見のポイントについてお伝えし、また、参加した方々からは、地域で連携して一人暮らしの高齢者を悪質業者から守った事例や、介護の現場で寄せられた相談事例等をご報告いただきました。

顔の見えるネットワークを活かして最新の情報を共有し、お互いに連携して被害防止に取り組んでいくことの重要性が改めて確認されました。

悪質商法に巻き込まれているのに、ご本人が気付かない場合や一人で抱えこんでいる場合も多くあります。地域を悪質商法から守るためには、周囲の方々の温かい見守りが必要です。もし、悪質商法が懸念される事例がありましたら、新宿消費生活センターへお知らせください。

相談員コラム

高齢者への振り込め詐欺や悪質電話勧誘対策にこれ！「警視庁振り込め詐欺見張り隊」！

八つぁん「熊さんよ、聞いたかい。御隠居の家に振り込め詐欺の電話があったらしいぜ。大丈夫だったのかい？」
熊さん「先刻承知のすけよ。さすがの御隠居だね。秘密の道具で無事だったらしいぜ。」
八つぁん「秘密の道具？」
熊さん「俺もよく知らねぇから、新宿の消費生活センターにこれからちょっくら聞きに行くところよ。」
八つぁん「おいらも行くよぉ。」
相談員「これはこれは、熊さんに八つぁん。相変わらず振り込め詐欺や悪質な電話勧誘が多いですね。
御隠居を救ったのは実は『自動通話録音機』なんです。
電話がかかると『この電話は振り込め詐欺等の犯罪被害防止のため、会話内容が自動録音されます。』という警告メッセージが流れるようになっているんですよ。
録音されるとなれば、犯人は嫌がって電話を切ってしまうので、防止機能が働くわけですね。
実は、この機械を使った消費者庁の実験的事業でかなりの効果があったことが実証されています。
御隠居はこれで助かったというわけです。二人もどう？」

この自動通話録音機は「警視庁の振り込め詐欺見張り隊」といって、警視庁では都内に限定して設置世帯を募集しています。貸出期間は1年間で、台数限定です。申し込みなど詳しくは、お住まいを管轄する警察署にお問い合わせください。

警察署	電話番号
牛込警察署	03（3269）0110
新宿警察署	03（3346）0110
戸塚警察署	03（3207）0110
四谷警察署	03（3357）0110

平成25年度消費生活相談の概要

Ⅰ 平成25年度の相談件数（図1）

平成25年度の相談件数は3,434件で、前年度比218件（6.8%）の増加となりました。

また、相談を「商品」と「役務（サービス）」に分けると、「商品」に関する相談が1,137件（33.1%）、「役務（サービス）」に関する相談が2,153件（62.7%）、「他の相談」が144件（4.2%）となっており、「商品」と比べ「役務（サービス）」の相談が圧倒的に多い傾向は変わりません。

相談方法別にみると、電話によるものが2,955件（86.1%）、来所によるものが471件（13.7%）、文書によるものが8件（0.2%）でした。

Ⅱ 相談者の年代別内訳（図2）

相談者の年代別相談件数では、30代が最も多く617件（18.0%）、次に40代が548件（16.0%）、20代が501件（14.6%）、70代が419件（12.2%）と続いています。前年度と比較すると、各年代で相談件数が増えています。

性別割合は、男性が1,474件（42.9%）、女性が1,648件（48.0%）、団体等が312件（9.1%）となっており、全体では女性の相談件数が、男性の相談件数を上回っています。

Ⅲ 相談内容と特徴（図3）

相談内容のトップ10を見ると、1位は「運輸・通信サービス」の680件（19.8%）で、全体の5分の1近くを占めています。

携帯電話やパソコンを使った架空・不当請求の相談は、相変わらず多くありますが、スマートフォンの急速な普及によって、スマートフォンからアダルトサイトにアクセスし、高額請求されたという相談が目立ちます。また、Wi-Fiルーターとパソコン、タブレットに代表される通信契約のセット販売におけるトラブルや未成年のオンラインゲームの高額課金の相談等が入りました。

2位は「土地・建物・設備」で、前年度と同様、賃貸アパート・マンションの敷金返還や修繕費等に関する相談が多くなっています。

3位は「教養・娯楽品」で、携帯電話（スマートフォンを含む）、パソコン、新聞などに関する相談等がありました。

4位は「被服品」で、前年度より相談件数が増加しました。クリーニングトラブルの相談件数に変化はないものの、インターネット通販による衣類の購入が増え、なかでも、注文した商品が届かない・注文したものと違う・偽物が届いた、等の通販の詐欺サイトの相談が急増しました。

5位は「他の役務」で、不動産仲介サービスや、結婚相手紹介サービス等、さまざまです。

6位は「金融・保険サービス」で、前年度までは3位でした。いわゆる「利殖商法」と言われる詐欺的なファンド型投資商品や社債などの相談が無くならない一方で、多重債務の相談が急速に減ったという背景があります。

○ おわりに

相談件数は、ここ数年ほぼ横ばいで3,300件前後を推移していましたが、平成25年度は3,434件で、前年度比218件の増加となりました。

スマートフォンの普及やインターネット環境の進展に伴った詐欺的取引の被害があらゆる世代で広まっています。

また、急激な超高齢社会の到来と判断不十分な高齢者が増えるなか、高齢者の被害の未然防止がこれからの消費生活センターに課せられた大きな課題です。

新宿区では、「悪質商法被害防止ネットワーク」を構築し、高齢者や障害者の身近で活動なさる方々が気付いた悪質商法の発生（懸念）事例を消費生活センターに通報いただき、被害の回復及び未然防止につなげています。他にも、電話や来所での相談をすることが困難な高齢者宅へうかがう「訪問相談」も行い、悪質商法の被害防止に努めています。

◆ 図1 相談件数の推移

◆ 図2 年代別相談件数

◆ 図3 相談内容トップ10

商品の購入・契約などのトラブルでお困りの区民の皆様のために

消費生活相談室

電話番号　03-5273-3830

所在地　新宿区新宿5-18-21 新宿区役所第二分庁舎 3階

相談日　月～金曜日（祝休日はお休みです）

電話相談＝午前9時～午後5時　来所相談＝午前9時～午後4時30分